出向契約書

株式会社○○（以下「甲」という。）と株式会社□□（以下「乙」という。）は、甲から乙へ出向する者（以下「出向者」という。）の労働条件及び出向者の経費の負担等に関し、次のとおり契約を締結する。

第１条（出向者）

１．出向者は次の者とする。

出向者氏名　○○○○　　入社年月　○年○月

　　　　　　　　○○○○　　入社年月　○年○月

第２条（出向期間）

１．この契約による出向期間は、○○○○年○月○日から○○○○年○月○日までとする。

２．前項に定める出向期間終了後は出向者を速やかに甲に復帰させるものとする。

第３条（出向期間の変更）

１．甲、乙いずれかが、それぞれの会社の都合により、出向期間の延長または短縮を希望するときは、１か月前までに申し出るものとする。申出があったときは、双方で協議し、その期間を延長し、あるいは短縮することがある。

第４条（身分）

１．甲は、出向者を休職させ、乙の社員として出向させる。

第５条（就業規則等の適用）

１．出向中の勤務等に関する諸規定の適用は、次のとおりとする。

（１）出向者の勤務に関する事項（始業、終業の時刻、休憩時間及び休日）については、原則として、乙の就業規則およびその付属規定の定めによる。この場合、乙の規定が甲の規定を下回るときは、甲において下回る分を補填する。

（２）出向者の年次有給休暇および慶弔等の特別休暇の付与日数は、原則として、乙の就業規則およびその付属規定の定めによる。この場合、乙の規定が甲の規定を下回るときは、甲において下回る分を補填する。

（３）福利厚生制度の適用は、原則として甲の定めによる。ただし、乙の定めを適用する必要がある場合には、甲乙協議のうえ、その都度取り扱いを決定する。ただし、出向者が福利厚生施設を利用する場合には、甲および乙の両方の施設を利用することができる。

（４）出向者の出向期間中の乙の業務命令に伴って発生する出張にかかる旅費については、原則として、乙の規定に基づいて出向者に直接支給する。なお、通勤に必要な費用は、甲の規定に基づき甲が出向者に対し直接支給する。

第６条（時間外及び休日労働）

１．乙は、業務上必要なときは、出向者に対し時間外及び休日労働を命令することができる。

２．１か月４５時間を超えて時間外労働を命令するときは、あらかじめ甲に申し出て、その許可を受けなければならない。

３．１か月２日を超えて休日労働を命令するときは、あらかじめ甲に申し出て、その許可を受けなければならない。

第７条（連絡調整）

１．甲及び乙は、出向者の次の事項に関し、それぞれの求めに応じ随時連絡調整を行う。

（１）甲から乙への連絡調整事項

　　イ）出向者の履歴に関する事項

　　ロ）その他乙から求められた事項

（２）乙から甲への連絡調整事項

　　イ）出向者の乙における業務内容

　　ロ）出向者の労働時間、休日及び休暇

　　ハ）出向者の勤務状況

　　ニ）その他甲から求められた事項

第８条（賃金及び賞与の支給）

１．出向者の賃金及び賞与は、甲の規定により、甲が出向者に対し直接支給する。

第９条（出向負担金）

１．甲は乙に対し、出向負担金として、出向者の基本給及び諸手当の半額を請求するものとする。ただし、時間外勤務、休日労働勤務により発生した賃金は、甲の基準に基づき、その全額を乙が負担とし、全額を出向負担金として請求する。

２．乙は、前項に定める出向負担金を、当月末日までに甲の指定する口座に振り込むものとする。

３．出向負担金の額は、必要がある場合には、甲乙協議のうえ、改定を行う。

第１０条（社会保険等）

１．出向者の健康保険、厚生年金保険、雇用保険は、甲において継続加入することとし、これらに係る事業主負担保険料は甲が負担する。

２．出向者の労働者災害補償保険は乙において適用するものとし、これに係る保険料は乙が負担する。

３．出向者が業務上または通勤途上において負傷し、または疾病にかかった場合は、乙の規定により補償する。この場合、乙の補償が甲の規定を下回る場合には、甲においてその差額を補償するものとする。

第１１条（機密保持等）

１．甲及び乙は、丙が出向期間中に担当職務の遂行にあたり知り得ることとなった互いの機密情報を厳に秘密として取り扱い、これを相手方の事前の書面による同意なくして第三者に開示しまたは漏洩してはならない。

第１２条（損害賠償）

１．出向者が故意または重大な過失によって乙に損害を与えた場合は、甲は出向者と連帯してその損害を賠償するものとする。

第１３条（復帰）

１．乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲へ出向者を復帰させることができる。

（１）出向者が、乙の定める就業規則に規定する解雇または退職の事由に該当するとき。

（２）出向者が、特別な理由により復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。

（３）甲が、特別な理由により出向者の復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。

（４）出向者の受入目的が達成または消滅したと認められるとき。

第１４条（疑義の解決）

１．本契約に関し疑義が生じたとき、また、本契約に定めのない事項については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

第１５条（有効期間）

１．本契約の有効期間は、契約書の締結の日から第２条の出向期間の末日までとする。

第１６条（契約の解除）

１．本契約の有効期間中であっても、本契約第３条に基づき甲または乙が解約を希望する日の１か月前までに書面により相手方に通知したときは、本契約を解除することができる。

　本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

　〇〇〇〇年○月○日

　　所在地

甲　会社名

　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　所在地

乙　会社名

　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　印